

# 会員規約

## 第1条 名称

本施設は、「ゴルフワールド」(以下「当施設」と称します。店舗の所在は別途定めるものとします。

## 第2条 運営・管理

当施設の運営・管理は有限会社ゴルフワールド(以下「会社」)が行います。

## 第3条 理念・目的

会員様が「笑顔」になることを目指し、心身ともに健康で人生を愉しんで頂くために、ゴルフに接して頂く機会の創出を使命とします。

## 第4条 会員資格

1. 当施設の会員は、ゴルフワールドの主旨に賛同し、所定の入会手続きを経たものとします。但し、欠格事項に該当していないものとします。
2. 会員資格は譲渡できません。
3. 未成年が会員となる場合、本人とその親権者が連署した上で申込とします。この場合、親権者自らが会員となった場合同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

## 第5条 会員種別

1. 当施設は会員制です。
2. 会員の種別は以下の通りです。  
正会員・平日デイ会員・ジュニア会員・キッズ会員(JGAジュニア規定に準ずる)  
会員は各種レッスン、レンジ利用、イベントなどに参加いただけます。
3. 会員種別により、利用制限があります。

## 第6条 入会手続きと会費などの支払方法

1. 当施設に入会を希望される方は、入会申込書に全て記入捺印の上提出し、入会金・年会費・事務登録手数料、及び2ヶ月分の月会費を入金いただきます。
2. 3ヶ月目から月会費は、届出金融機関の口座から前月27日に自動的に振替となります。 **ご入会時に口座振替依頼書をご提出いただけます。**
3. 入会日は、入会金・年会費・事務手数料及び2ヶ月分の月会費入金日とします。
4. 会員が入会申込書に記入した内容に変更が生じた場合(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、銀行口座など)は速やかに変更手続きを完了して下さい。
5. **年会費は届出金融機関の口座から毎年5月27日に自動的に振替となります。(土日祝日の場合は翌営業日)**
6. 入会時に簡単な問診を行います。

## 第7条 入会金・年会費・事務登録手数料・月会費

1. 入会金は、正会員・平日デイ会員11,000円、ジュニア会員・キッズ会員5,500円とします。
2. 年会費は、正会員7,700円、平日デイ会員6,600円、ジュニア会員5,500円、キッズ会員4,400円とします。
3. 事務手数料は、3,300円とします。
4. 月会費は、種別により定めます。
5. 口座残高不足などで振替が実行できなかった場合、1週間以内に現金又は振り込みにて入金して頂きます。
6. 会費の変更を諸般の事情により行う場合は、原則として1か月前までには書面にて通知します。
7. ご入金いただきました会費、手数料などは返金致しません。

## 第8条 休会及びレッスンなどの終了

1. 休会開始月の**前々月25日まで**に所定の休会届を提出頂き、**翌月の末日**をもって休会となります。休会中の月会費は2,200円をいただきます。
2. レッスンなどの終了を希望する場合は、**終了希望月の前月25日まで**に所定の用紙を提出頂き、**翌月末**をもって終了となります。

## 第9条 退会

退会を希望する場合は、**前月25日まで**に所定の退会届を提出頂き、**翌月末日**をもって会員資格は消滅します。同時に振替、回数券などの会員としての権利は消滅します。

## 第10条 欠格事項

会員資格について以下の項目に該当する場合、その方への会員資格の付与を拒否、また、会員資格を所得された後であっても資格を消失することがあります。この場合、それまでに支払われた入会金、年会費、事務登録手数料、月会費の返金は致しません。

1. 施設内での秩序、風紀を乱した方、又はその恐れがあると施設側で判断した場合。
2. 施設内での喫煙
3. ペットや危険物の持ち込み。
4. 賭博、勧誘、営業行為、政治活動、宗教活動、またはこれに類する行為を行った場合。
5. 許可なく写真、ビデオの録画および録音すること。
6. 当施設の名誉および会員の名誉を著しく傷つけた場合。
7. 他の会員やスタッフに著しく迷惑をかけた場合、またはその恐れがある場合。
8. 当施設の設備・備品を故意に破損させた場合。
9. 刺青のある方、暴力団と関係している方。
10. 医師から運動を禁止、または制限されている方。
11. 運動を行うことで、身体・生命に影響のある疾患や障害をお持ちの方、またはその恐れのある方。
12. 感染症や伝染病疾患など他の会員の健康に害を及ぼす危険のある疾患の方。
13. 薬物(覚せい剤・LSD・大麻など)劇薬物(シンナーなど)を摂取吸引などを行っている方。
14. 所定の会費の納入を2ヶ月以上継続して滞った場合。
15. 施設の運営が安全かつ、十分なサービスの提供がなされないと判断した場合。(認知症の可能性・アルコール依存症など)
16. 運動事業もしくはそれに類する職業に就き、本来の目的を逸脱した目的において入会、もしくは行為をした場合。

## 第11条 入館をお断りする場合

会員資格を有する方であっても以下の項目に該当する場合は入館をお断りする場合がございます。この場合は入会金、月会費などの返金は致しません。

1. 医師により運動を禁じられた方。
2. 泥酔状態、飲酒後間もない方(原則として飲酒後12時間以上経過している事)、感染症患者または、その危険があると判断した場合。
3. 著しい体調不良者、著しい精神不安定者、またはその兆候のある方。

## 第12条 免責事項・損害賠償

1. 当施設は、会員またはビジターのサービス利用、利用前後の交通及びこれに類する諸事由において会員またはビジターが受けた危害等について一切の責を負いません。但し、当施設に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。
2. 当施設で発生した盗難・紛失については当施設は一切の責任を負わないものとします。忘れ物は1ヶ月間保管した後に処分します。
3. 会員またはビジターが故意または過失により施設に損害を与えた場合、その損害額を当該施設に支払う責務を負います。
4. 会員はサービスの利用中またはそれ以外において、会員・ビジター・第三者間等においていかなる紛争が生じても、会員自らの責において解決する事とします。
5. 機器、通信回線、コンピューター等の障害、瑕疵及び第三者による妨害、侵入、情報改変等により、サービスの提供が不可能となった場合、もしくはサービスの伝達遅延およびその誤謬、欠陥が生じた場合。
6. 会員からの予約申し込みが本会の故意または過失でない場合のシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により機能しなくなった時、あるいは誤った予約受付を行った場合。但し、上記の事柄が発生した場合であっても、本会の故意または過失の有無に関わらず、それまでに成立した予約契約の有効性には、何ら影響が無いものとします。
7. 本会が提供する情報の誤謬・欠陥が本会の故意または過失でない場合。
8. 天災地変、法律の改廃・制定、政変、同盟罷業その他不可抗力の事由により、サービスの伝達が出来なくなった場合、もしくはサービスの伝達遅延および誤謬・欠陥が生じた場合。

## 第13条 休館日

年間でゴールデンウィーク休暇、夏季休暇、年末年始休暇とする他、施設点検日などとして、第5週のいずれかの日を休館とする場合があります。

その他、施設の法定点検、修繕などやむを得ない場合とします。

## 第14条 施設の閉鎖・変更

1. 当施設は、次の場合、施設の全部または、一部を閉鎖することができます。
  - ① 気象・災害その他の理由により、営業が不可能な時または、帰宅困難な状況が予測される場合
  - ② 施設改善または補修の時
  - ③ 当施設が企画し実施する諸活動を行う場合
  - ④ 経営上重大な理由がある場合
2. 会員は1. について損害賠償請求を請求できないものとします。
3. 施設として、防犯カメラを設置し、撮影する場合があります。

## 第15条 会員資格の喪失

各号のひとつにあたる場合、会員はその資格を喪失します。

1. 死亡
2. 退会
3. 除名

## 第16条 ビジターの受け入れ

当施設は、体験レッスン受講、施設のサービス利用時にビジターの施設利用を認めております。ビジターにも会員規約は適用されます。

## 第17条 クーリングオフ

契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面によって契約を解除することができます。

## 第18条 協議

本規約に定めのない事項または本規約に関する疑義が生じた場合には、関係当事者間にて誠意を持って協議し、円滑に解決するよう努めるものとします。

## 第19条 会員規約の改正と施行

1. 会員規約の改訂並びに追加は、会社がこれを定めるものとします。
2. 上項の改訂または追加がなされた場合、弊社が別途定める場合を除いて、本会が通知した時点より効力を生じるものとします。会員規約の改訂並びに規定されていない事項及び本会運営上必要な事項は、会社がこれを定めるものとします。

# コースレッスン利用規約

## 第1条 総則

- コースレッスン利用規約(以下「CL利用規約」と言う)は、ゴルフワールド会員規約(以下「GW会員規約」と言う)に補足して定めるものとします。
- 会員は、本会が提供するサービス(以下総じて「サービス」と言う)において、以下の条文に定める事項を遵守するものとします。

## 第2条 ゴルフ場利用

- コースレッスン(以下「CL」と言う)への参加は、会員及び本会が事前に認めたビジターが利用できるものとします。また、ビジターは事前に本会所定の申込用紙の提出が必要となります。
- 会員及びビジターは、本GW会員規約、CL利用規約及び当該ゴルフ場が定める利用規約に基づき利用するものとします。
- ゴルフ場を利用する場合はマナーを守り、理由の如何に関わらず、自己の責任でゴルフ場を利用するものとします。
- 本会は次の場合、会員及びビジターにゴルフ場利用を拒否する事ができます。
  - 本会及びゴルフ場の判断でゴルフ場利用が困難と認められた時。
  - 天災地変、その他やむを得ない事情によりゴルフ場を閉鎖する時。
  - ゴルフルールまたはエチケット・服装・マナーに反する行為をした時。
  - 上記各項ほか、処分を相当とする行為をした時。
- 会員及びビジターは、ゴルフ場を利用する際、下記の行為を禁止致します。
  - 風紀を乱す行為
  - 物品販売・宣伝広告の行為
  - 他人に迷惑を及ぼし、また不快感を与える行為
- 本会が催すCLの開催は、すべて本会が決定し、本会から会員に通知致します。

## 第3条 予約

- 会員は、CL参加する際、事前に本会が指定する方法にて参加承認(以下「予約」)を得なくてはなりません。
- 予約は、会員自身が行うものとします。(以下、予約を行う者を「予約者」)本会は、予約者が会員である事を確認出来ない場合、当該予約の受付を拒否する事があります。
- 予約方法、手順等、予約に関する詳細は、本会が会員に対して別途案内する方法によります。

## 第4条 キャンセル

- 会員は、予約を取り消し(以下「キャンセル」)する際、開催日の以前にフロントへ連絡しなければなりません。
- キャンセルは、予約者が行うものとします。
- 会員は、本会に対して以下の方法によってキャンセルを行うものとします。キャンセルは必ずフロントへ電話でご連絡下さい。(緊急の場合はFAX・メールで仮キャンセルを受け付けますが、その後必ず電話で再確認をお願いします。キャンセル料は、電話確認を励行後仮キャンセル時点を発生時とします。)ご参加一名につきキャンセル料が発生します。(ビジターにもキャンセル料金がかかります。)
- 会員は、キャンセルを行った日時に応じて、各種コースレッスン案内の「キャンセル料一覧表」に記載されたキャンセル料を本会に支払わなければなりません。
- キャンセル料は、別途定める場合はそれを適用します。
- 会員は、予約後に第3項に掲げる連絡を行わずに当該サービスの利用を行わなかった場合(以下「無連絡キャンセル」)「キャンセル料一覧表」に記載された無連絡キャンセル料を本会に、支払わなければなりません。

## 第5条 コースレッスン料

- コースレッスンの参加費(以下「CL料」)及びキャンセル料は、本会が設定するものとします。
- CL料は、本会から会員に告知します。
- CL料は、お申し込み1週間以内にご入金下さい。

2024.4月改正

## プライバシーポリシー

有限会社 ゴルフワールド GW会(以下本会)は、会員様に不利益を招く事の無きよう適切な注意義務を持って個人情報を管理してまいります。

### 1・個人情報の収集

本会は必要範囲で個人情報を収集する事があります。その場合、収集する個人情報の範囲は、収集の目的を達成する為に必要な限度を超えないものとします。また、収集する際は、適法かつ公正な手段により行います。

### 2・個人情報の管理・保護について

個人情報の管理・秘密・保持・再提供等、会員様の個人情報の漏洩等が発生しないよう必要な管理を行います。

### 3・個人情報の利用目的

本会が収集した個人情報は、本会が行うゴルフレッスンの事業に関連するご案内・会員様への連絡・通信・新しい商品・サービス開発・及び会員様に有益と思われる情報の提供などの為に、利用させていただきます。

### 4・個人情報の開示・変更・利用停止・削除等

本会は、正当な理由が無い限り個人情報を、第三者に開示・提供する事はありません。本会は、個人情報の確認をご本人が希望される場合は、合理的な範囲で対応致します。本会は、ご本人より、自らに関する個人情報の変更・利用停止・削除の申し出があった時は、延滞なくその調査を行い、利用停止・削除を必要とする理由がある時は、変更・利用停止・削除を行います。

有限会社 ゴルフワールド  
代表取締役 高橋 研二